

## MEMORANDUM

To: 日本ローン債権市場協会

From: 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
弁護士 佐藤正謙、同 青山大樹、同 白川佳、同 倉岡龍一

Date: 令和8年1月23日

Re: エージェントによる原本書類の保管に関する書面交付の要否に関する検討

---

ご照会のあった掲題の件について、当職らの検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

### 1. 前提事実

当職らの検討は、以下の事実を前提とする。

- (1) 現在のシンジケートローンの実務においては、エージェントから、貸付人及び借入人に対し、その保有する書類の原本保管に関する書面が交付されることがある。
- (2) この書面の呼称はエージェントを務める金融機関によって様々であるが<sup>1</sup>、内容としては、以下のようなものである（以下、本メモランダムにおいては「原本保管書面」という。）。すなわち、エージェントがシンジケートローン契約書及び関連契約書の原本を保管し他の貸付人が写しを保有する場合や、借入人から提出された貸付実行の前提条件として求められている書類の原本をエージェントが保管し占有する場合等において、エージェントがこれらの書類の原本を保管していることを貸付人及び借入人に宛てて表示し又は証する書面である。
- (3) 実務上、原本保管書面は、エージェントから貸付人及び借入人に対して、紙媒体で交付されるか、又は、PDF ファイルを電子メールに添付し若しくは VDR（バーチャル・データルーム）等のオンライン上の共有手段で送付することにより交付されることが多い。
- (4) 現在、一部の金融機関において、エージェントによる事務処理の負担を軽減する観点から、原本保管書面の交付を廃止することを検討している。

---

<sup>1</sup> 「原本保管証明」、「原本保管証明書」又は「原本保管表明」と呼称されることが多い。

## 2. 照会事項

エージェントは、貸付人及び借入人に対して原本保管書面を交付する義務を負っているか<sup>2</sup>。

## 3. 結論

エージェントは、貸付人及び借入人に対して原本保管書面を交付する義務を当然には負っていない。なお、シンジケート団の組成やドキュメンテーションの過程において、エージェント候補が原本保管書面を発行しない方針を参加金融機関及び借入人に対して明確に説明しておくことが、エージェントの義務の範囲の明確化に資する。

## 4. 検討

貸付人に対する関係と借入人に対する関係に分けて検討する。

### (1) 貸付人に対する義務について

シンジケートローンにおいて、貸付人とエージェントの間には、貸付人を委任者、エージェントを受任者とする準委任契約が成立するものと考えられている<sup>3</sup>。しかし、委任に関する民法<sup>4</sup>その他の法律上、受任者が委任者から受領した書面の原本を保管していることについて、委任者へ書面で通知しなければならないとする明示的な規定は存しない<sup>5</sup>。また、タームローン雛型及びコミットメントライン雛型においても、エージェントに対して原本保管書面の交付を義務付ける明示的な規定は存しない<sup>6</sup>。

もっとも、準委任契約における受任者であるエージェントは、「委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」ものとされる（民法第 656 条・第 644 条）<sup>7</sup>。そこで、同条に基づき受任者が負う事務処理義務の一環として、エージェントに原本保管書面の交付義務が認められるかどうかの問題となり得る。

委任の本旨に従った事務処理義務とは、委任契約の目的とその事務の性質に応じて

---

<sup>2</sup> 本メモランダムでは日本ローン債権市場協会が 2019 年 6 月 26 日付で公開したタームローン契約書（以下「タームローン雛型」という。）又はコミットメントライン契約書（以下「コミットメントライン雛型」という。）の規定の適用があることを前提に検討する。

<sup>3</sup> 佐藤正謙＝丸茂彰監修・青山大樹編著『詳解 シンジケートローンの法務』71 頁（金融財政事情研究会、2015 年）。

<sup>4</sup> 明治 29 年法律第 89 号。

<sup>5</sup> なお、民法第 645 条は、委任契約（及び民法第 656 条を通じて準用される準委任契約）における受任者の委任者に対する報告義務を定めるが、書面の形式で原本の保管を表明することを義務づけるものではない。

<sup>6</sup> むしろ、タームローン雛型第 21 条第 1 項及びコミットメントライン雛型第 25 条第 1 項は、エージェントは、本契約の各条項に明示的に定められた義務以外の義務を負わないものと規定している。

<sup>7</sup> この義務は、タームローン雛型第 21 条第 3 項及びコミットメントライン雛型第 25 条第 3 項においても確認的に規定されている。

最も合理的に処理する義務をいうものとされる<sup>8</sup>。この「委任の本旨」をエージェントの行う書類授受に関わる事務について考えると、エージェントが書類授受に関わる事務を行うのは、シンジケートローンにおける書類の授受窓口を一本化することにより、事務手続が重複することを回避し簡明な書類保管関係を実現することにあるものと思われる。

そこで、原本保管書面の交付義務が、このような委任の本旨から当然に導かれるのか検討すると、以下の通り必ずしもそのようには言えないように思われる。すなわち、原本保管書面の交付は、書類の授受窓口をエージェントに一本化した場合に、エージェント以外の貸付人においてエージェントを経由して書類の授受・保管状況を確認する必要が生じ得るために、その状況を貸付人に示すべく行われるものである。しかし、書類の授受・保管状況を貸付人に示す方法は原本保管書面の交付に限られるわけではない。たとえば、エージェントが書類の原本を受領した場合に、その旨を必要に応じて参加金融機関に対して電子メール等で連絡する（場合によっては、それにあわせて当該書類の写しを回覧する）、貸付人から書類の授受・保管状況について照会があった場合には適時・適切な回答を行う等の方法によっても、貸付人は書類の授受・保管状況を確認することができる。貸付人の側からみても、このような方法により書類の授受・保管を把握できるのであれば、原本保管書面を取得せずとも書類の授受・保管状況を確認するという目的が達成できる、という状況は十分に考えられる。むしろ、授受・保管の対象となる書面の性質等に応じエージェントが合理的な裁量によって貸付人の利便向上を図る余地を否定する理由はなく、画一的に原本保管書面を交付する方法によってしか貸付人による委任の本旨が実現されないと考える必要はないと思われる。

加えて、委任契約において当事者が事務の範囲を具体的に限定したときはそれによって受任者の義務の範囲が確定される<sup>9</sup>ことを踏まえれば、シンジケート団の組成やドキュメンテーションの過程において、エージェント（候補）が原本保管書面の作成・交付を予定していない旨を明示し、参加金融機関がそれを了解した上でシンジケート団に参加し契約を締結するプロセスを経た場合には、エージェントが原本保管書面の交付義務を負わないことが一層明確になるものと考えられる。

## (2) 借入人に対する義務について

原本保管書面の交付を義務づける明示的な規定が存在しないことは、貸付人に対する義務に関して上記(1)に述べたことと同様である。また、一般のシンジケートローン取引において、エージェントと借入人の間には、エージェントと各貸付人の間で成立するのと同様の包括的な準委任関係は成立しない。従って、エージェントは、借入人との関係においては、原則として、準委任関係に基づく事務処理義務を負うことはないもの

<sup>8</sup> 我妻栄『債権各論 中巻二』670頁（岩波書店、1962年）。

<sup>9</sup> 上記注8)671頁。

と考えられる。なお、仮に、契約書原本の保管等の個別場面に関して何らかの準委任類似の関係が成立し得るとしても、貸付人に関して上記(1)で検討したとおり、委任の本旨に従った事務処理の内容として原本保管書面の交付が当然に求められるとは言えない。取引組成段階において原本保管書面の作成・交付を予定していない旨を明示することによって、エージェントの義務の範囲を明確化できることも、上記(1)における検討と同様である。

### (3) セカンダリ取引に関する補足

本メモランダムは、プライマリ取引におけるシンジケートローン実務を主たる対象として、エージェントの原本保管書面の交付義務を検討したものである。もっとも、貸付債権の譲渡取引（いわゆるセカンダリ取引）においても、譲渡人が原債権の回収等の事務の委託を受け、貸付債権に関連する書面の授受や保管を行う状況が存在し、日本ローン債権市場協会は、このような状況があり得ることを想定場面を含めた契約書を公表している<sup>10</sup>。

このような状況下では、譲渡人による譲受人に対する原本保管書面の交付義務が問題となり得るため補足的に検討すると、プライマリ取引を念頭にエージェントの貸付人に対する義務について検討した上記(1)と同様の議論が成り立つと考えられる。すなわち、まず、貸付債権売買個別契約書雛型（汎用）には、譲渡人に対して原本保管書面の交付を義務付ける明示的な規定は存在しない。また、譲渡人と譲受人の間には、原債権の回収等の事務に関して、譲受人を委任者、譲渡人を受任者とする準委任契約が成立しているところ、委任の本旨に従った事務処理義務としても、書類の授受・保管状況を譲受人に示す方法は原本保管書面の交付に限られるものではないから、原本保管書面の交付義務が委任の本旨から当然に導かれるものではない。更に、譲渡の交渉やドキュメンテーションの過程において、譲渡人が原本保管書面の作成・交付を予定していない旨を明示し、譲受人がそれを了解した上で契約を締結するプロセスを経た場合には、譲渡人が原本保管書面の交付義務を負わないことが一層明確になるものと考えられる。

---

<sup>10</sup> 日本ローン債権市場協会が2019年6月26日付で公表した貸付債権の売買に関する個別契約書（汎用バージョン）（以下「貸付債権売買個別契約書雛型（汎用）」という。）第5条及び別紙第2項において、譲渡人が特定関連原契約書等を保管することがあり得ることが想定されている。なお、本メモランダムでは、貸付債権売買個別契約書雛型（汎用）の規定の適用があることを前提に検討する。

(注)

本メモランダムは、貴協会の要請に基づき、貴協会及び市場関係者のご検討の参考に供することのみを目的として作成されたものであって、本メモランダムは、上記以外の如何なる目的にも用いられてはならないものとします。市場関係者は、個別の事案等について、必要に応じ自ら弁護士等に相談の上、独自の検討に基づき判断を行うものとし、当職らは、本メモランダムに関して貴協会以外の如何なる者に対しても何らの責任を負うものではありません。

以上